

「長崎ホームレスを支援する会」会則

〔平成21年8月20日一部修正〕

第一章 総則

第1条（名称）

この会の名称は、「長崎ホームレスを支援する会」とする。

第2条（事務所）

長崎ホームレスを支援する会（以下「本会」とする）の事務所は、本会が定める所に置く。

第3条（目的）

本会の活動の目的は、ホームレス等の方（以下「ホームレス」とする）の自立を支援することとする。

第4条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために必要と思われる次の活動を行う。

1. ホームレスの自立を支援する活動
2. ホームレスへの炊き出しや弁当配布等の活動
3. その他必要と認められる活動

第二章 会員

第5条（資格）

本会の目的に賛同し本会の会則に従いボランティア精神に基づいて活動を行う意思のある者を会員とする。

二. 正会員は本会に入会し、前項の活動を行う者とする。

三. 賛助会員は本会を支援するために係わる個人及び団体とする。

第6条（権利、義務）

会員は本会の運営について自由に意見を述べ、報告を求めることができる。

二. 会員は定められた会費を納める。

第7条（運営）

会員は総会の決定事項を尊重し、本会の目的遂行のために努力する。

第三章 組織

第8条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、事務局長1名、会計1名、監事2名

第9条（任務）

役員の仕事は以下のとおりとする。

1. 〔会長〕 会長は本会を代表し、本会の運営全体を総括する。
2. 〔副会長〕 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
3. 〔事務局長〕 事務局長は会計、文書作成、発行その他事務処理全般を総括する。
4. 〔会計〕 会計は本会の財務に関する事務を総括する。

5.〔監事〕監事は会計及び会務の執行状況を監査する。

第10条（顧問）

本会の円滑な運営を促すために若干名の顧問を置くことができる。

第11条（選出、任命）

本会の役員は総会において、会員の資格を有する者の中から立候補または推薦に於いて選出する。

第12条（任期）

本会役員の仕事は2年間とする。但し再任は妨げない。

第13条（辞任）

役員が任期途中で辞任する場合は総会の承認を必要とする。

第四章 総会

第14条（定期総会）

定期総会は毎年1回会長の招集により開催する。

第15条（臨時総会）

会長が必要と認めた場合は臨時総会を招集することができる。

二、正会員の3分の1以上が必要と認めた場合は、臨時総会を招集する。

第16条（議事）

定期総会に於いては前年度の活動、会計、会計監査等の報告及び承認並びに役員改選、新年度の活動計画、予算の審議、その他必要事項の決定を行う。

第17条（総会の地位、議決）

総会は本会の意思を決定する最高機関であり、正会員全体の(委任状も含む)過半数以上の出席をもって成立し、出席者の3分の2以上の賛成により議決する。

第五章 例会

第18条（定期例会）

本会の活動内容を協議するため定期的な例会を行う。

第六章 会計

第19条（経費）

本会の経費は会費、寄付金及びその他事業収入をもって充てる。

第20条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第七章 その他

第21条（会則の改正）

この会則の改正は総会に於いて決定する。

第22条

本会はいかなる政治団体、宗教団体にも属さない。

附則 この会則は平成21年7月25日より施行する。